

木材利用工種の歩掛適用の考え方

1 歩掛の適用基準

設計・施工に際して基準となる歩掛は、いくつもの基準・要領により策定されている場合があり、同じ工種でも工事の種別によって準拠する歩掛が異なることがある。

そこで、木材利用工種における歩掛適用の優先順位を次のとおり定め、適用にあたって判断の目安とする。

【歩掛の優先順位】

本通知で定める木材利用工種歩掛 > 治山林道必携 ≥ 他部局標準歩掛
≥ 災害設計要領 > 森林土木暫定 > パーツ化歩掛 ≥ 製品等の見積り

ただし、

本通知で定める木材利用工種歩掛：長野県林務部制定の積算基準及び歩掛

治山林道必携(設計積算編)：森林整備保全事業標準歩掛

他部局標準歩掛：長野県 建設部及び農政部等

災害設計要領：災害復旧工事の設計要領(社団法人全国防災協会)

森林土木暫定：森林土木木製構造物暫定施工歩掛(森林土木木製品構造物施工マニュアル内等)

パーツ化歩掛：木製構造物パーツ化歩掛(作業種別歩掛)(森林土木木製品構造物施工マニュアル内等)

製品等の見積り：製品等のメーカーが設定した歩掛をいう。

2 歩掛適用上の留意点

歩掛の優先順位を前項に示したが、優先順位によらない適用が適切と判断される場合も考えられる。この場合は、順位によらない理由を整理し、根拠付けをきちんと行った上で適用すること。

また、上記歩掛で定める規格と異なる径や長さの木材を使用する場合、安易に近似する歩掛を適用せず、必要な補正、あるいは、下位の歩掛適用を明らかにした上で、設計すること。

また、森林土木暫定歩掛(森林土木木製構造物暫定施工歩掛)や製品等の見積り歩掛を採用するには、以下の注意事項に留意する。

- (1) 森林土木暫定歩掛に掲載された工法・歩掛は、各都道府県等での施工事例等を収集分析した上で定めたものである。したがって、この暫定歩掛により施工する場合は、必ず歩掛の検証を行ってデータを記録し、事業課に報告・確認する。
- (2) 製品等見積り歩掛は、製品・工法を開発した業者が独自の施工事例等を収集分析した上で定めたものである。したがって、このメーカーが設定した歩掛により施工する場合は、必ず歩掛の検証を行った上で使用すること。
- (3) 特許登録等が行われているものについては、使用に当たって必要な手続きを行うこと。
- (4) 採用検討段階での詳細事項の確認は、工法・歩掛を提案された都道府県や製品開発・販売業者等に問い合わせること。